



## 景観形成重点地区

# 一の坂川周辺地区景観ガイドライン

## 山口市

一の坂川周辺地区は、14世紀中頃（室町時代初期）大内弘世が一の坂川を京の加茂川に見立て、京になぞらえてまちづくりをした歴史ある地区で、春の桜、初夏のゲンジボタルが乱舞する景観は、山口市のシンボルの一つとして市民や観光客に親しまれています。

この一の坂川の自然と周辺の街並みとの調和による風情ある景観を後世に残していくため、平成7年8月に一の坂川周辺約12haを都市景観形成地区として指定し、平成11年度から景観形成助成を行うなど、住民の方々と共に景観づくりに取り組んでいます。

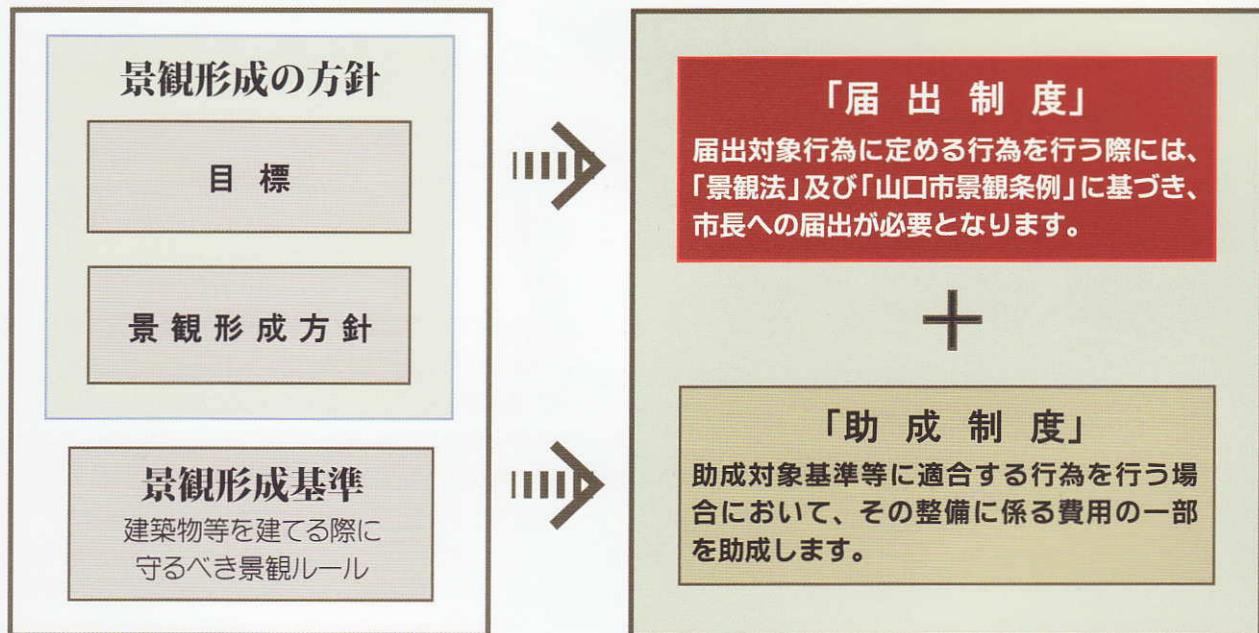
平成25年3月には景観法に基づく取組みへと移行し、「景観形成重点地区」にその名称を変更すると共に、新たなルールづくりも行っています。

景観は人々の生活や生業とともに育まれるものであり、景観づくりの主役は市民の皆さまです。後世に誇れるこの地の優れた景観をみんなで守り、育てていきましょう。

# 一の坂川周辺地区における景観形成の取組み

一の坂川周辺地区では、地区で定めた「景観形成の方針・基準」のもと、「景観法に基づく届出制度」と「助成制度」を活用することにより、魅力ある景観の創出と保全に向けた取組みを推進しています。

## 取組概要



ひと、まち、歴史と自然が輝く 地域の特性を大切にした景観を育むために

## 区域図



## 景観形成の方針

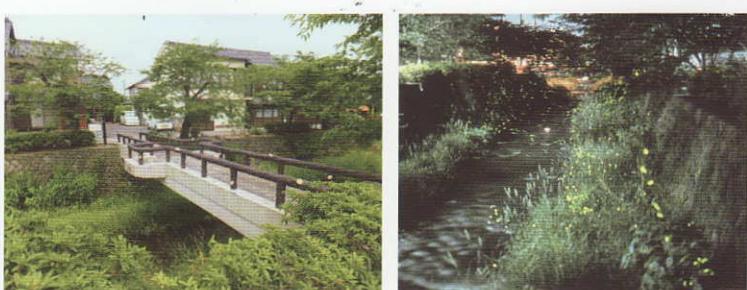
### 目標

豊かな自然と伝統・歴史的遺産に恵まれた  
一の坂川周辺地区らしい景観の保全、創造  
及び育成を図ります。

### 景観形成方針

- ア. 一の坂川を中心とした潤いとやすらぎに  
満ちた豊かな自然景観の形成
- イ. 大内文化の伝統的・歴史的な遺産を継承する  
景観の形成
- ウ. 周辺の地区と調和した景観の形成

※景観形成基準 : p3-4



# 行為の届出について

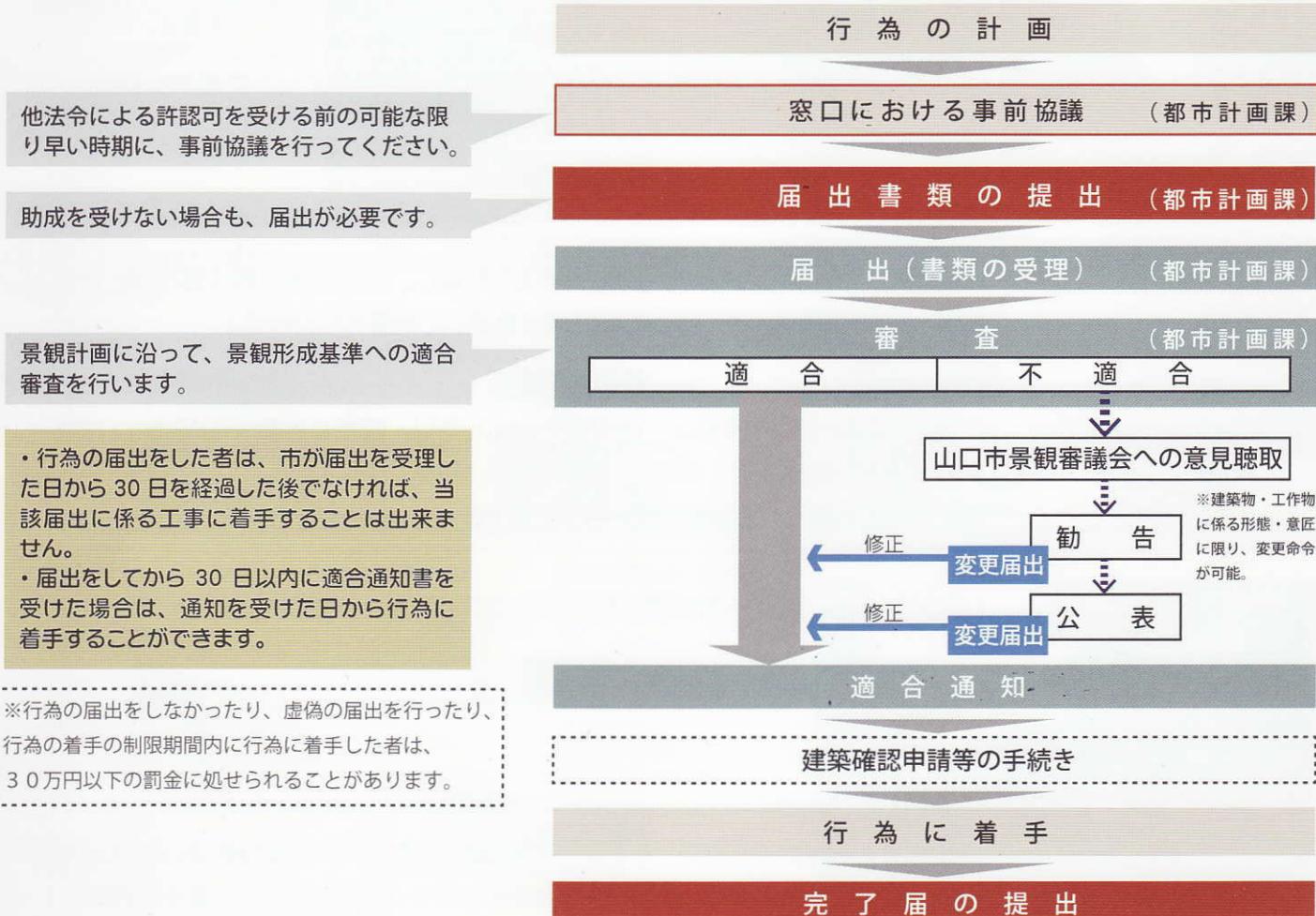
## 届出対象行為

対象となる行為		対象となる規模
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上のもの
工作物の建設等	新設、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上のもの
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採取及び鉱物の掘採を除く）		規模に関わらず全てのもの

※1 「工作物」の対象は次に掲げるものとなります。

- ① 煙突
  - ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、その他これらに類するもの
  - ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
  - ④ 擾壁
  - ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
  - ⑥ 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
  - ⑦ 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
  - ⑧ 立体駐車場
  - ⑨ 風力発電施設、太陽光発電施設その他これらに類するもの
  - ⑩ 前号に定めるもののほか、市長が指定するもの
- ※2 次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はありません。
- ① 通常の管理行為、軽微な行為
  - ② 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
  - ③ 山口県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置 等

## 届出の流れ



# 景観形成基準

届出対象行為の種類ごとに、配慮を求める項目が定められており、該当する基準については、全て適合させることが必要となります。

なお、地区の景観形成の方針の内容に沿った景観となるよう配慮することも必要です。

## 建築物・工作物

### 位置

□壁面や軒が連続する伝統的なまちなみのイメージを継承できるよう、建物の配置に配慮する。

### 高さ

□建築物の階数は、地階を除き3以下とし、その最高の高さは地盤面から13m以下、軒の高さは9m以下とする。

□工作物の高さは13m以下とする。ただし、さくの高さは2m以下とする。

### 形態・意匠\*

\*建築物や工作物などの外観全体の特徴を表す形状、模様、デザインのこと。

### 色彩

□外観は、無彩色や茶系等、伝統的なデザインと調和するよう配慮する。

□屋根はできる限り、無彩色または茶系のものとなるよう配慮する。

**⇒裏表紙『色彩ガイドライン』を参照**

### 外構・緑化等

□まちなみの連続性を維持・創出するため、官民境界（道路との境界側の敷地）等において、門や塀、生垣等を設置するよう配慮する。

□塀や門を設置する場合には、和風を基調とし、一の坂川の自然と調和した自然の風合いがあるものとなるよう配慮する。

□一の坂川の自然や、屋敷地における生垣や庭木等と調和した植栽等を行うよう努め、良好な景観形成に資するよう、必要に応じて緑化等による連続性の創出に配慮する。

□樹木の不必要的伐採は慎む。

### 付帯する屋外広告物

□建物のデザインと調和したものとなるよう配慮し、表示面積・数は最小限とする。

□屋上看板は避け、歩行者からの目線を意識した設置を心がける。

### 設備等

□建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。また、上記が難しい場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易には見えないよう配慮する。

### 外観照明

□ネオンやサーチライト等のような、派手な照明器具や点滅器具は設置しない。



良好なまちなみを維持するため、壁面の位置や軒の高さを合わせましょう。やむを得ず駐車場として利用する土地についても、壁面や塀の位置と揃えて植栽を施すなど、連続性が途切れないように工夫しましょう。

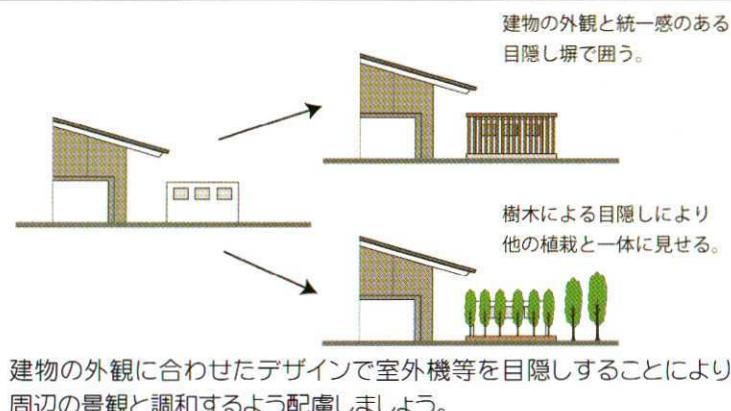
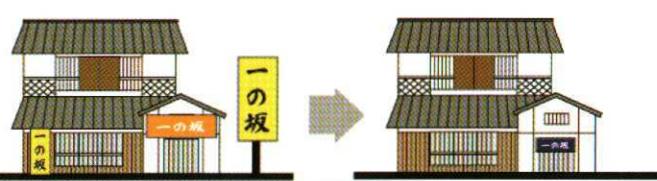


板張りと漆喰塗りの組み合わせが基調となり、伝統的なまちなみと調和しています。

官民境界に生垣や植栽を施したり、和風の塀や門を設置することにより、まちなみの連続性を創出するとともに、一の坂川の自然と調和するよう配慮しましょう。



1つの建物に多数の広告物があると雑然とした雰囲気になるため、出来る限り集約して、表示面積の合計も小さくなるよう工夫しましょう。



## 開発行為等

### 造成等

□周辺の景観を大きく変更するような開発等は避け、一の坂川をはじめとした自然や周囲の景観と調和するよう配慮する。

# 景観形成助成金について

## 助成対象となる行為

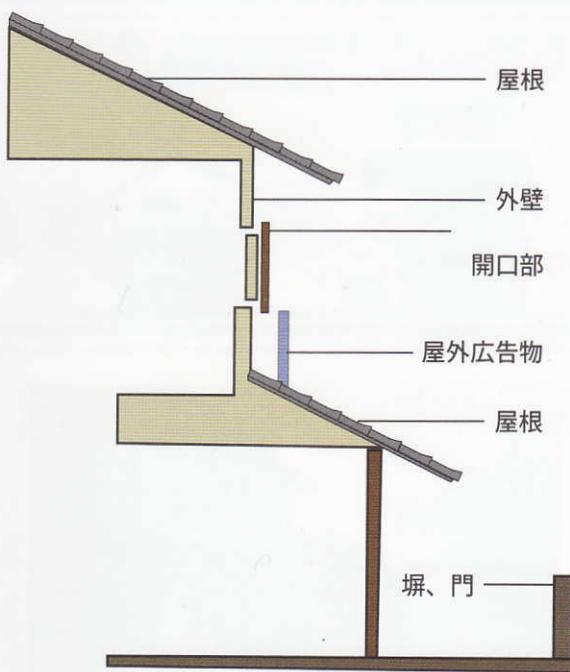
景観法第8条第2項第2号の規定による景観形成基準及び市長が別に定める街なみ整備基準を満たす行為で、助成対象基準に適合するもの。

## 助成対象基準

項目	修景基準	助成対象
建物	屋根 ・勾配屋根で、色彩が無彩色又は茶系のもの	・日本瓦等
	外壁 ・自然の風合いや質感のある材料 ・無彩色や茶系など、一の坂川の自然と調和した色彩のもの	・漆喰塗り、板張り等
	開口部 玄関 ・落ち着いた感じの外壁や伝統的なデザインの外壁と調和するもの	・格子、木製建具、むしご窓等 ・デザイン、修景に配慮した窓等 ・デザインに配慮した出入り口の扉、引き戸、格子戸等
	色彩変更 ・無彩色や茶系など、一の坂川の自然と調和した色彩への変更	・外観の過半にわたる変更
外構	塀、門 ・和風を基調としたもの ・一の坂川の自然と調和した自然の風合いがあるもの	・漆喰塗り壁、板塀、石塀等 ・ブロック塀の漆喰風塗り仕上げ等の修景 ・冠木門、その他和風の門等
駐車場周囲の修景（建築物と同一敷地にある駐車場は除く）	・良好な街なみ空間の形成や街なみの連続性創出に資するもの	・道路との境界付近に設ける板塀や生垣、植樹帯等の新設、修景（駐車場の機能に支障のない範囲においてできる限り実施したものに限る）
付属物	屋外広告物 ・建物のデザインと調和したもの	・突き出し看板のうち飾り看板 ・壁面利用看板
	設備機器の修景 ・建物と一本化されたもの ・隠蔽されたもの	・空調機器や自動販売機の修景のための工作物
	その他 ・一の坂川の自然に調和した風合いのあるもの	・景観形成に寄与すると認められるもの

※「みどりの生活通り」補助金制度のお問い合わせは、開発指導課へ

## 景観形成助成対象範囲

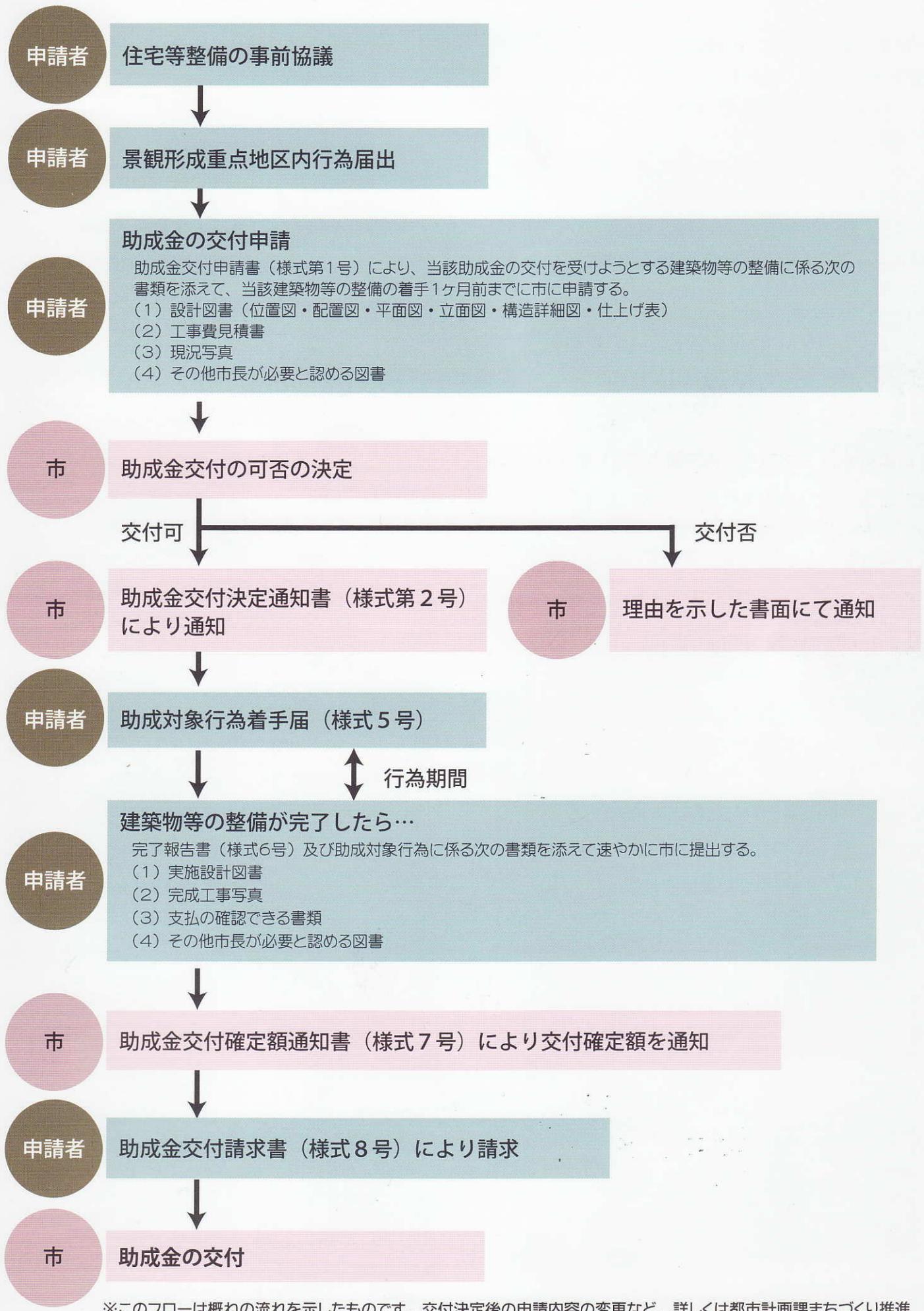


項目	適用範囲
屋根	屋根葺き仕上げ材（瓦等）及びその施工費
外壁	下地を除く外壁仕上げ材及びその施工費
開口部	材料費及びその施工費
色彩変更	材料費及びその施工費
囲障	土工を除く材料費及びその施工費
看板等	材料費及びその施工費
その他	材料費及びその施工費

種別	対象物件	助成率	限度額
建物	屋根	1/3	60万円
	外壁	1/3	20万円
	開口部、玄関	1/3	20万円
	外観の過半にわたる色彩の変更	1/3	20万円
外構	塀、門	1/3	50万円
駐車場周囲の修景		1/3	50万円
付属物	屋外広告物	1/3	10万円
	設備機器の隠蔽	1/3	25万円
	その他（市長が対象物件と認めるもの）	1/3	50万円

※助成金の交付は、同一の建築物等の種別毎に1回限りとし、全体の交付額は100万円を超えない額とします。

# 助成金交付手続きの流れ



# 色彩ガイドライン

建築物等の色彩は、景観形成に大きな影響を与えるため、色彩をコントロールすることは良好な景観を保全・形成していく上で重要です。

ここでは、景観形成基準に基づき、建築物等の色彩を検討するにあたっての参考として、『マンセル表色系\*』により推奨色や地区にふさわしくない避けるべき色の目安を示しています。

## 一の坂川周辺地区 推奨色

伝統的な建物と調和し、四季折々に変化する自然の色が映えるよう、濃い茶系や無彩色に近い色を基調とした、歴史と風格を感じさせる落ち着いた色彩を推奨します。

**外壁：**自然の景観となじむ、赤・黄赤の低彩度、黄の高明度・低彩度の範囲

**屋根：**赤、黄赤、黄の色相の低彩度・低明度の範囲

\*マンセル表色系とは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩尺度であり、色彩を「色相」（いろあい）、「明度」（あかるさ）、「彩度」（あざやかさ）の3つの尺度を用いて表したもので

### ▼地区の特徴的な色彩（マンセル表色系による）



5B9/2

5GY6/6

5YR9/1



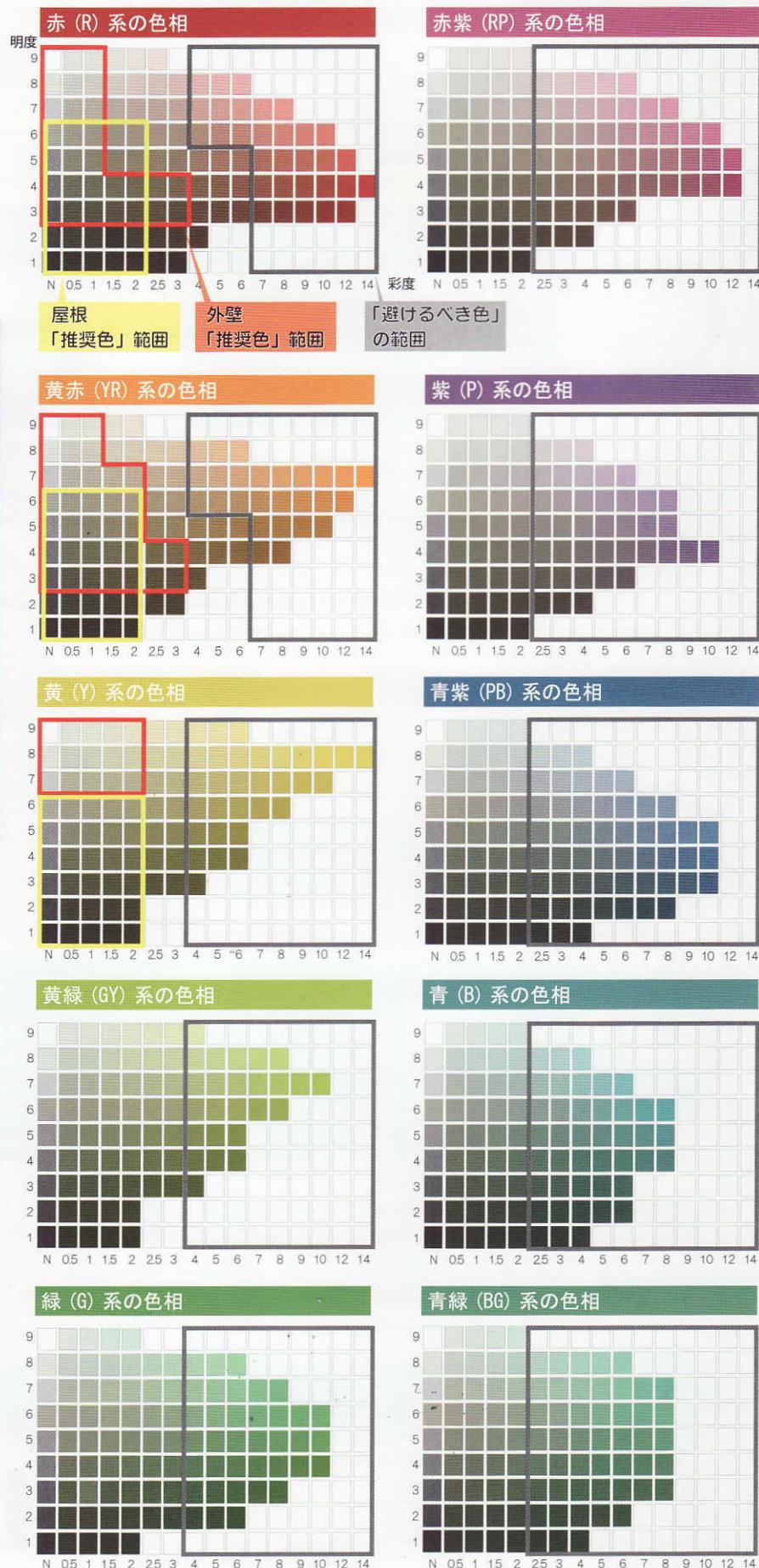
5R3/1

N6

10YR5/4

▼色相別の推奨色等範囲のイメージ

※パレットでは各基本色の色相5のみを掲載しています。



お問合せ先

山口市 都市整備部 都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL: 083-934-2831 / FAX: 083-934-2654

E-mail: toshi@city.yamaguchi.lg.jp Web サイト: http://city.yamaguchi.lg.jp